令３医務保険第３５１号

令和３年(2021年)６月２９日

関係医療機関の管理者　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療機関等における新型コロナウイルス感染症に係る抗原簡易キットの

研修資料について

　令和３年６月１４日付け令３医務保険第２９２号により通知した、令和３年６月９日付け厚生労働省事務連絡「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」第３②において、「検体採取は医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で行うこと」とされていたところですが、この度、厚生労働省から、医療従事者が常駐しない施設向けの研修資料が下記のとおり示されましたので、お知らせします。

　ついては、医療機関において検体採取を実施される場合も、同研修資料に留意の上、実施していただきますようお願いします。

なお、抗原簡易キットの配布の日程につきましては、おってご連絡します。（７月中旬～下旬の予定です。）

記

１　研修資料（別添のとおり）

　　「医療従事者の不在等における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」

※更新されることがあるので、下記リンクで最新版をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00270.html

２　留意事項

　　医療従事者の不在時に抗原定性検査を実施することが考えられる施設等においては、本ガイドラインの内容を御理解の上、適切な検査実施のために必要な体制を整えた上で検査を実施してください。

【問合せ先】

医療指導班　担当：藤本

e-mail：byouin@pref.yamaguchi.lg.jp

電話：083-933-2820、FAX： 083-933-2939